



< 共同記者会見 >  
**新型コロナウイルス感染症  
対策本部決定事項について**

令和3年5月28日



# 6月1日以降における県の対策等について

## 6月1日以降の主な変更点（本日の対策本部決定事項）

### 1 仙台市内の接待を伴う飲食店等・酒類を提供する飲食店等に対する時短要請の**継続・要件緩和**

現行の内容		→ <u>6月1日以降</u>
要請対象	接待を伴う飲食店等 酒類を提供する飲食店等	同左（継続）
<b>対象地域</b>	仙台市内全域	<u>仙台市青葉区</u>
<b>営業時間</b>	午前5時から午後8時まで	午前5時から <u>午後9時まで</u>
<b>酒類提供時間</b>	午前11時から午後7時まで	午前11時から <u>午後8時まで</u>
<b>要請期間</b>	5月12日午後8時から 6月1日午前5時まで	<u>6月1日午後9時から</u> <u>6月14日午前5時まで（※6月13日営業分まで）</u>

### 2 独自の緊急事態宣言の**延長**

### 3 リバウンド防止徹底期間の**延長**

両方とも「5月31日まで」→「**6月13日まで**」に延長

※ その他、県民等に対する感染対策の徹底等は引き続き協力を要請する